

滋賀県地域防災計画（修正案）の概要

滋賀県地域防災計画

- 災害対策基本法第40条に基づき、県や指定地方行政機関、指定公共機関等で構成する滋賀県防災会議が作成する計画。
- 防災上必要となる諸計画について、県をはじめ関係機関の役割を明らかにして災害対応体制を整備することにより、住民の生命、身体および財産を保護することを目的とする。
- 「風水害等対策編」「震災対策編」「事故災害対策編」「原子力災害対策編」の4編から構成されており、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正をしなければならないとされている。

修正の趣旨

- 滋賀県地域防災計画について、最近の施策の進展等を踏まえた修正など、国の防災基本計画の修正に基づき見直しを行う。

主な修正項目

① 災害対応における保健・医療・福祉の連携体制の強化

- 防災基本計画に災害派遣福祉チーム等の整備が追加されるなど、災害時の保健・医療・福祉の連携のあり方が見直されたことを踏まえ、従来の「保健医療調整本部」に福祉を加え、「保健医療福祉調整本部」に修正

〔 現行の計画は、保健医療活動チームの派遣調整や、保健医療活動に関する情報の連携、整理および分析など、保健医療活動の総合調整を行う体制として、保健医療調整本部について明記。 〕

② 災害ケースマネジメント※ などの被災者支援の仕組みの整備

- 被災者が支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めることを明記

〔 ※一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組（「防災基本計画」より） 〕

③ 障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

- ・県および市町は、障害者が防災情報の取得および多様な手段による緊急の通報を、迅速かつ確実に行うことができるよう、体制や仕組みの整備を推進することを明記

④ 前回修正時から新たに締結した災害時応援協定等

- ・新たに締結した災害時応援協定

| 相手方 | 協定名称および概要 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株)トヨタレンタリース滋賀 | 「大規模災害時等における車両提供に関する協定書」 (締結日) 令和5年6月15日 (概要) 大規模災害時、滋賀県が災害対応に使用する車両調達の必要が生じた場合に、(株)トヨタレンタリース滋賀が車両を提供。 |
| AZ-COM 丸和・支援ネットワーク | 「災害時等における物資の輸送・荷役等に関する協定」 (締結日) 令和5年11月30日 (概要) 大規模災害時、物資の輸送や荷役作業等の支援の必要が生じた場合に、AZ-COM 丸和・支援ネットワークの会員運送事業者が役務を提供。 |

経 過

11月8日(水)～11月24日(金) 各部局・防災関係機関へ意見照会

今後の予定

- ・12月22日(金)・・・県政経営幹事会議
- ・12月26日(火)・・・県政経営会議
- ・2月7日(水)・・・特別委員会(報告)

※大きな修正があった場合

- ・2月22日(金)・・・県政経営幹事会議
 - ・2月26日(火)・・・県政経営会議
 - ・3月13日(水)・・・特別委員会(最終報告)
-
- ・3月22日(金)・・・滋賀県防災会議